

別記様式第2号(第3条関係)

原動機付自動車
小型特殊自動車

標識交付証明書

| | |
|---------------|-------|
| 標 識 番 号 | |
| 種 別 | |
| 車 名 | |
| 総排気量・定格出力 | |
| 型式認定番号 | |
| 車台番号 | |
| 定 置 場 | |
| 登 録 年 月 日 | |
| 住所・所在地 所有者 | |
| | 氏名・名称 |

上記のとおり標識を交付したことを証明する。

発行年月日 年 月 日

北見市長

(ご注意)

この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用するときは常に携帯し、北見市の徴税吏員の請求があった場合は提示してください。

原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の取扱い、各種届出について

1. 原動機付自転車の標識は、北見市であなたにお貸しするものですから大切に取扱ってください。無くしたり、折り曲げて壊したりすると、弁償金がかかります。
2. 標識(ナンバープレート)は、他の車両に付け替えたり、他の人に貸したり譲渡したりすることは禁止されています。
3. 車を実際に使用しなくても、廃車手続きをしないと税金がかかります。
4. 次のようなことがあった場合は、すぐ届出をしてください。

| 届出事項 | 持参するもの |
|--|--------------------------------------|
| 使用しなくなったとき | 印鑑・標識(ナンバープレート) この証明書 |
| 譲るとき | |
| 他市へ転出するとき | |
| 盗難にあったとき(警察署へ盗難届をしてから) | 印鑑・理由書(経緯等を書いたもの・警察の受付番号)・この証明書・免許証等 |
| 当市で転居したとき | 印鑑・新しい住所の免許証・この証明書 |
| 同一人で車台を取り替えたとき | 印鑑・販売(譲渡)証明書・この証明書 |
| 標識を紛失、または盗難にあったが引き続き乗るとき(警察署へ盗難届をしてから) | 印鑑・理由書(経緯等を書いたもの・警察の受付番号)・この証明書・免許証等 |
| 標識をき損したが引き続き乗るとき | 印鑑・標識(ナンバープレート) この証明書 |

《問い合わせ・届け出先》